

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医政局地域医療計画課、保険局医療介護連携政策課）

項目名	医師の偏在是正の取組の実施等に伴う税制上の所要の措置										
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法										
要望の内容	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、医師の偏在是正の取組の実施等について検討を行い、その検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)	
平年度の減収見込額	—	百万円									
(制度自体の減収額)	(—	百万円)									
(改正増減収額)	(—	百万円)									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、経済的インセンティブによる取組等を含めた医師偏在対策を推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討を行い、その検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じる必要がある。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標 1－3 医師の偏在対策～医師確保計画等を通じた医師偏在対策～
		政策の達成目標	医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討結果を踏まえ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	医師の偏在是正の総合的な対策のパッケージに係る検討結果を踏まえ、当該取組の実施等に伴う税制上の措置を講じることで、より効果的に医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図ることが可能となる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	